

津市告示第 1 6 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 4 月 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津新町駅
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 4 月 6 日
- 3 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 4 月 6 日 掲示済）

津市告示第 1 6 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 4 月 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津新町駅 高田本山駅
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 4 月 7 日
- 3 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 4 月 7 日 掲示済）

津市告示第 1 6 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 4 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津駅 津新町駅 久居駅
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 4 月 1 0 日
- 3 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 4 月 1 0 日 掲示済）

津市告示第 1 6 6 号

津市下水道排水設備指定工事店規則（平成 1 1 年津市規則第 9 号）第 3 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同規則第 1 6 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 4 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

指定した業者

指 定 工 事 店	所 在 地	指 定 期 間
（株）ティー・エス・ケー	津市城山三丁目 1 3 番 3 7 号	平成 1 8 年 3 月 1 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
美杉・中西水道	津市美杉町石名原 1 7 3 8 番地 2	平成 1 8 年 3 月 1 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
（有）ミヨシ住建	鈴鹿市岸岡町 3 0 9 6 番地 8	平成 1 8 年 3 月 1 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
（有）芦富	津市美里町北長野 7 9 2 番地 2	平成 1 8 年 3 月 1 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
（有）河村設備	亀山市木下町 5 2 2 番地	平成 1 8 年 3 月 1 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
（有）マツサカ設備工業	松阪市松崎浦町 1 1 6 番地 2	平成 1 8 年 3 月 1 6 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
（株）下村屋	多気郡大台町佐原 4 7 4 番地 1	平成 1 8 年 3 月 1 6 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで

（平成 1 8 年 4 月 1 0 日 掲示済）

津市告示第 167 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年河芸町告示第 1420 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 11 日

津市長 松田直久

1 届出者

西千里自治会

三重県津市河芸町西千里 1738 番地 5

代表者 後藤 浩

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	後藤 浩 三重県安芸郡河芸町大字西千里 1738 番地 5
	変更後	後藤 浩 三重県津市河芸町西千里 1738 番地 5
事務所の 所在地	変更前	三重県安芸郡河芸町大字西千里 1589 番地 3
	変更後	三重県津市河芸町西千里 1589 番地 3

地 縁 に よ る 団 体 の 区 域	
変 更 前	変 更 後
三重県安芸郡河芸町大字西千里 及び大字東千里の一部	三重県津市河芸町西千里及び東 千里の一部

3 変更の年月日

平成 18 年 3 月 26 日

4 変更の理由

市町村合併による住所の表示の変更

（平成 18 年 4 月 11 日 掲示済）

津市告示第 168 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 11 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津駅 津新町駅 久居駅
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 11 日
- 3 保管期間 撤去日より 180 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 11 日 掲示済）

津市告示第 1 6 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 4 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津駅 津新町駅 久居駅
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 4 月 1 2 日
- 3 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 4 月 1 2 日 掲示済）

津市告示第 170 号

三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）第 19 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり広告物又は掲出物件を保管していますので、返還を希望する者は申し出てください。

平成 18 年 4 月 13 日

津市長 松田直久

1 保管した広告物又は 掲出物件を除去した日	2 保管した広告物又は 掲出物件の放置さ れていた場所	3 保管した広告物若 しくは掲出物件の名 称又は種類及び数量
自 平成 18 年 2 月 22 日 至 平成 18 年 2 月 22 日	南新町、柳山津興	はり札等 4 枚
自 平成 18 年 2 月 23 日 至 平成 18 年 2 月 23 日	高茶屋小森町	はり札等 7 枚
自 平成 18 年 2 月 23 日 至 平成 18 年 2 月 23 日		はり札等 枚

連絡先 津市建設部道路維持課

電話番号 059-235-5655

（平成 18 年 4 月 13 日 掲示済）

津市告示第 171 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 15 年津市告示第 18 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 13 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

片田町自治会

三重県津市片田町 156 番地 3

代表者 池 山 勝 美

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所	変更前	神 戸 勝 二 津市片田町 166 番地
	変更後	池 山 勝 美 津市片田町 401 番地

3 変更の年月日

平成 18 年 4 月 2 日

4 変更の理由

臨時総会において新任

（平成 18 年 4 月 13 日揭示済）

津市告示第172号

下記の者の平成18年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所・居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2および津市市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成18年4月13日

津市長 松田直久

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	通知書番号
津市岩田13番30号	株式会社 晃栄	87883
津市末広町25番15号	三津濃建設 株式会社	81135
津市雲出本郷町2086番地2	株式会社 カーランド東海	73999
津市久居北口町6番地8	光通商株式会社	91066

(次頁に続く)

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	通知書番号
津市一志町波瀬 2 1 3 3 番地	キプロ工業株式会社	127135
奈良県磯城郡田原本町千代 6 0 7 番地 3	株式会社 飯原工務店	998
大阪府大阪市中心区谷町九丁目 2 番 2 7 号	三和建設 株式会社	11310
三重県松阪市黒田町 1 6 9 0 番地 3	株式会社 トーカイ	15922

(平成 1 8 年 4 月 1 3 日 掲示済)

津市告示第 1 7 3 号

津市国民健康保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 4 号）第 1 2 条第 1 項に基づき平成 1 8 年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を、同条例第 2 0 条第 1 項に基づき介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率を決定したので、同条例第 1 2 条第 3 項及び第 2 0 条第 3 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 4 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

1 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 1 0 0 分の 8 . 6
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 3 0 , 0 0 0 円
- (3) 世帯別平等割 1 世帯につき 2 2 , 5 0 0 円

2 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率

- (1) 所得割 1 0 0 分の 1 . 8
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者 1 人につき 8 , 8 0 0 円
- (3) 世帯別平等割 1 世帯につき 5 , 0 0 0 円

（平成 1 8 年 4 月 1 3 日 掲示済）

津市告示第 174 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 13 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅 久居駅
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 13 日
- 3 保管期間 撤去日より 180 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 13 日 掲示済）

津市公告第27号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告する。

平成18年4月3日

津市長 松田直久

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成18年度営教補第3号
津市立北立誠小学校大規模改造（第二期）工事
- (2) 工事場所 津市江戸橋一丁目地内
- (3) 工事概要 特別教室棟・給食室棟・昇降口棟（約1,930㎡）
天井、壁、床、間仕切り、建具、家具、設備の改造
- (4) 工期 本契約の締結の日から180日間
- (5) 予定価格 222,796,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 本市の区域内に本店を有する者
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築一式工事業）を受けている者
- (6) 現行の津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者で、平成18・19年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、受理されたもの
- (7) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (8) 本件工事に建築一式工事の監理技術者を専任で配置できる者

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成18年4月3日（月）から14日（金）まで
- (2) 配付場所 津市財務部契約財産課工事契約担当（059-229-3122）又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

(1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成18年4月3日（月）から14日（金）まで

イ 提出場所 津市財務部契約財産課工事契約担当（059-229-3122）

ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けない。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築一式工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成15年10月1日から平成16年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証の写し（平成16年3月1日以降に交付されたものについては、監理技術者講習終了証の写しも添付のこと。）

オ 施工計画書

(3) 入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成18年4月3日（月）から5月8日（月）まで

イ 閲覧場所 津市財務部契約財産課工事契約担当及び津市都市計画部久居工事事務所

(2) 購入

ア 購入期間 上記（1）アに同じ

イ 購入場所 津市雲出鋼管町1番地

ジェイエフイー三重テックサービス（059-246-3550）

6 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）並びに設計図書購入の領収書の写し等を指定された封筒に封入の上、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成18年5月8日（月）まで

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 津中央郵便局留 津市役所契約財産課宛

7 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成18年5月10日(水)午後1時から

(2) 場所 津市庁舎7階入札室

8 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

9 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提出することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

10 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人3者を選定し、該当者に連絡する。

11 入札の無効

要領第15条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

13 その他の注意事項

(1) 入札書は、指定した封筒に入れ、封印し、開札日時、工事件名、入札者の住所、商号(名称)を記入すること。

(2) 前金払 有

(3) 部分払 無

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

(6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

(平成18年4月3日 揭示済)

津市公告第28号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告する。

平成18年4月3日

津市長 松田直久

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成18年度下施都補第1号
上浜都市下水路（桜橋ポンプ場5号ポンプ設置）築造工事
- (2) 工事場所 津市桜橋三丁目町地内
- (3) 工事概要 5号雨水ポンプ 口径1,800mm 1台
5号雨水ポンプ用原動機 1台
5号雨水ポンプ用減速機 1台
上記の機器等の製作・据付工事 1式
- (4) 工期 本契約の締結の日から220日間
- (5) 予定価格 300,511,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 愛知県、岐阜県、又は三重県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（機械器具設置工事業）を受けている者
- (6) 現行の津市競争入札参加資格者名簿において機械器具設置工事を希望業種として掲載されている者で、平成18・19年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、受理されたもの
- (7) 審査基準日が平成15年10月1日から平成16年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の機械器具設置工事の総

合評定値について、本市の区域内に本店を有する者にあつては８００点以上の者、それ以外の者にあつては１０００点以上の者

- (8) 本件工事に機械器具設置工事の監理技術者を専任で配置できる者
- (9) 過去５年間（平成１３年度以降）に本件工事と工事内容、規模が類似する工事の元請としての施工実績（共同企業体による工事の場合は、代表者としての実績に限り、規模については出資比率による。）を有する者

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成１８年４月３日（月）から１４日（金）まで
- (2) 配付場所 津市財務部契約財産課工事契約担当（059-229-3122）又は
津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成１８年４月３日（月）から１４日（金）まで

イ 提出場所 津市財務部契約財産課工事契約担当（059-229-3122）

ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けない。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成１５年１０月１日から平成１６年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証の写し（平成１６年３月１日以降に交付されたものについては、監理技術者講習終了証の写しも添付のこと。）

オ 上記２（９）に規定する施工実績を証する書類（工種、工期、請負金額、工事内容等）

カ 施工計画書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成１８年４月３日（月）から５月８日（月）まで

イ 閲覧場所 津市財務部契約財産課工事契約担当及び津市都市計画部久居工事事務所

(2) 購入

ア 購入期間 上記（１）アに同じ

イ 購入場所 津市雲出鋼管町1番地

ジェイエフイー三重テックサービス (059-246-3550)

6 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）並びに設計図書購入の領収書の写し等を指定された封筒に封入の上、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成18年5月8日（月）まで

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 津中央郵便局留 津市役所契約財産課宛

7 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成18年5月10日（水）午後2時から

(2) 場所 津市庁舎7階入札室

8 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

9 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

10 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人3者を選定し、該当者に連絡する。

11 入札の無効

要領第15条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

13 その他の注意事項

(1) 入札書は、指定した封筒に入れ、封印し、開札日時、工事件名、入札者

の住所、商号（名称）を記入すること。

(2) 前金払 有

(3) 部分払 無

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

(6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

（平成18年4月3日 揭示済）

津市公告第29号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）第5条第1項の規定により平成18年度に負担金（分担金）を賦課しようとする区域を定めたので、当該区域を次のとおり公告する。

平成18年4月3日

津市長 松田直久

負担金（分担金）を賦課する区域

橋内東部第2処理分区第6負担区（高洲町の一部、住吉町の一部、中河原の一部）20, 129.80平方メートル、津第2処理分区第2負担区（雲出本郷町の一部）12, 760.26平方メートル、津第3-1処理分区第1負担区（高茶屋小森町の一部）23, 492.10平方メートル、津第3-2処理分区第2負担区（高茶屋五丁目の一部、高茶屋六丁目の一部、高茶屋七丁目の一部）45, 808.79平方メートル、津第3-2処理分区第3負担区（高茶屋小森町の一部）22, 250.02平方メートル、津第5処理分区第1負担区（津興の一部）835.70平方メートル、津第5処理分区第2負担区（新町一丁目の一部、新町二丁目の一部、津興の一部、津南の一部、藤方の一部）18, 584.32平方メートル、津第5処理分区第3負担区（桜田町の一部、垂水の一部、大園町の一部、津興の一部、藤方の一部）95, 427.62平方メートル、津第5処理分区第4負担区（神納町の一部、半田の一部）84, 403.72平方メートル、中央第1負担区（戸木町の一部、久居元町の一部、川方町の一部）32, 735.42平方メートル、北部負担区（久居北口町の一部、久居野村町の一部、久居相川町の一部、久居持川町の一部、久居桜が丘町の一部、久居新町の一部）118, 722.55平方メートル。

（平成18年4月3日 掲示済）